

作成年月日	令和3年8月30日
作成部局課室名	企画県民部企画財政局新行政課

〔行財政運営本部会議〕

(公印省略)
新第1110号
令和3年8月30日

各本部長様

行財政運営本部事務局長
(新県政推進室長兼企画県民部長)

行財政運営方針の見直しの実施について

令和2年度決算は、新型コロナウイルス感染症対策の影響による企業業績悪化や、民間消費低下によって県税収入が当初予算を大きく割り込み、制度拡充された減収補填債等の財源確保や、年度途中の歳出削減等の取組を実施した結果、実質収支は23百万円の黒字、実質単年度収支は12百万円の黒字を確保しましたが、令和元年度に引き続き厳しい結果となりました。

また、未だ震災関連県債や行財政構造改革期間中に財源対策のために発行した退職手当債・行革推進債の残高は依然高い水準にあり、今後も社会保障関係費の増加や、震災関連県債等の償還、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれることから、本県の財政状況は依然として厳しい状況が続いています。

一方、本県は人口減少や少子高齢化への対応等、多くの課題に直面するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けている地域経済の立て直しが急務となっています。一つ一つの課題に着実に立ち向かうとともに、働き方、暮らし方、社会経済活動等を単にコロナ禍以前の状態に戻すのではなく、新しい発想や手法、激しい変化に対応する柔軟性、そして課題に立ち向かう行動力を持って、「コロナからの創造的復興」に果敢に挑戦していくことが求められています。

今年度は、行財政の運営に関する条例に基づき、これまで、各分野の取組の進捗状況の点検、課題の整理等の検証作業を実施してきました。今後はこれまでの検証作業を踏まえた上で、行財政運営方針の見直しを行い、行財政運営の新たな方針の策定に向けて具体的に検討していくこととなります。

各本部長におかれては、この趣旨を十分踏まえ、別添「行財政運営方針の見直しの実施について」に基づき、改めて検討に着手願います。

行財政運営方針の見直しの実施について

I 趣 旨

行財政の運営に関する条例に基づき、財政フレームをはじめ、行財政運営方針に掲げる各分野の取組について、これまでの検証作業を踏まえ、必要な見直しを行う。

II 行財政運営方針の見直しの今後の進め方

1 「課題と検討方向」の策定

取組の進捗状況の点検結果や整理した課題等を踏まえ、「課題と検討方向」をとりまとめる。

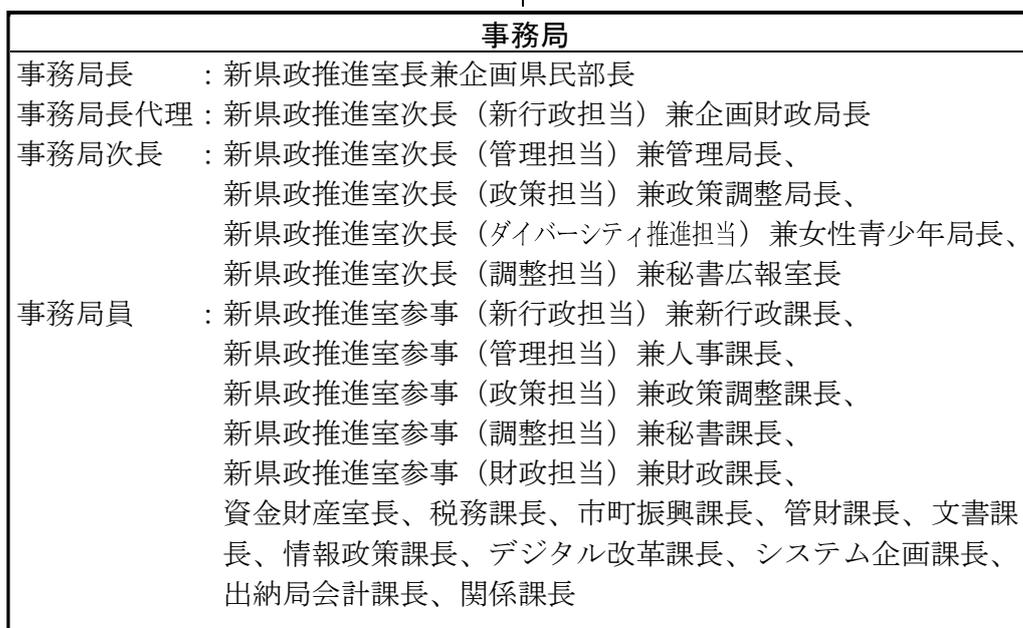
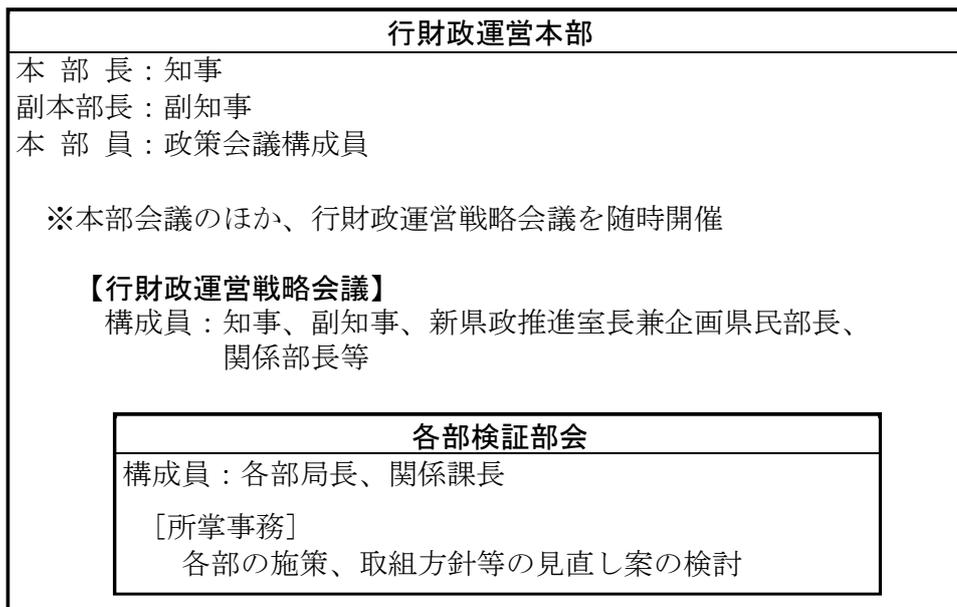
2 行財政運営方針の見直し（案）の策定

- ・ 「課題と検討方向」で示した検討方向等を踏まえ、各分野の具体的な見直し案を検討し、行財政運営方針の見直し（一次案）をとりまとめる。
- ・ 行財政運営方針の見直し（一次案）に対する県民からの意見や、県議会との協議、行財政運営審議会の審議を踏まえ、行財政運営方針の見直し（最終案）をとりまとめる。

III スケジュール（予定）

令和3年	9月～	県議会特別委員会の設置要請（9月議会） 「課題と検討方向」の策定
	12月	行財政運営方針の見直し（一次案）の策定 パブリックコメントの実施
令和4年	2月	行財政運営方針の見直し（最終案）のとりまとめ
	3月末	行財政運営方針の見直し（県議会の議決） （あわせて、行財政運営審議会における審議等を行う。）

IV 庁内推進体制



【具体的な見直しの視点】

1 事業の総点検

① 時代の変化への的確な対応

ア 人口減少・少子高齢化、デジタル化、コロナ禍がもたらした社会変革の兆しなど、時代の変化等を踏まえ、制度や施策、事業内容について見直し、新たな課題等に的確に対応

② 事業水準の適正化

- ア 国制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、廃止又は縮減を検討
- イ 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準を基本に検討
- ウ 本県独自に措置している事業について、その必要性を十分検討のうえ、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制
- エ 事業実施に係るトータルコストとその効果の比較・検証等を通じて、最小の費用で最大の効果を実現
- オ 当初予算額と決算額に乖離のある事業について、事業の実績等を踏まえ、適正な水準や、必要性を検討

③ 国と地方、県と市町との役割分担の明確化

- ア 国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等について要請を行い、地方が必要な権限、財源を有し、その責任のもと決定、実行できる自立分権型の行政システムを構築
- イ 府県域を超えて広域的に対応した方が効果的な課題については、関西広域連合での推進を図る
- ウ 住民に身近な事務は市町が自立的かつ主体的に担い、県は市町間の広域調整や専門的・先導的な分野への対応、市町運営の支援を担うことを基本に、分権社会にふさわしい自立的な県と市町の間関係を構築
- エ 県と市町の適切な役割分担のもと、政令市、中核市など市町への権限移譲による機能強化等に伴う事業の見直し、県民の利便性向上を図るための県と市町との共同・連携等を推進
- オ 市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小
- カ 市町に対する地方財政措置の活用を踏まえた、事業の補助対象・補助率等を見直し

④ 給付と負担の適正化

- ア 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化
- イ 実施に必要な費用が十分まかなえていない事業や、類似事業と比べ負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化

⑤ 国庫補助金等特定財源の確保

ア 国新規施策等の動向を把握し、積極的に国庫補助金を活用することで事業費総額を確保。また、試験研究機関等の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保

⑥ 自主財源の確保

ア 地方税財源の充実強化や交付税の確保、減収補填や資金手当のための特例債の創設など確実な財政措置を国へ働きかけ
イ 利活用や売却等、長期保有土地の計画的な処理と適正管理を推進
ウ ネーミングライツや広告収入、ふるさとひょうご寄附金など自主財源の確保の取組を推進

2 組織の多様性の推進

① 効果的・効率的な業務執行体制の構築

ア 社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化など、時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、専門性・機動性を高め、施策の効果的・効率的な執行が図れる組織体制や業務執行体制を構築

② 多様な人材の積極的な登用

ア 急激な社会変革への対応等、高度な専門知識を要する施策の推進を図るため、外部専門人材を積極的に登用
イ 職員研修やOJTを通じて職員の能力向上を図るとともに、女性や若手職員が活躍できる場の拡大に向けた環境整備を推進

3 仕事の進め方の変革

① 行政のデジタル化等を踏まえた業務改革や働き方改革の推進

ア 県民等の利便性向上と職員の業務効率化を目指し、業務プロセスの見直しや仕事の進め方の見直し等に取り組み、行政手続のオンライン化、電子決裁やAI・RPAの活用、ペーパーレス・ストックレス等、行政のデジタル化等を推進
イ 全庁を挙げた業務・超過勤務の縮減、テレワークの推進、フレックスタイム制等の柔軟で多様な勤務形態の推進や、休暇・休業制度等の各種支援制度の活用促進など、多様な働き方を推進

② 県民との連携、民間等との役割の明確化、民間のアイデア等の活用

ア 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、多様な分野において県民と連携した取組を推進
イ 民間のアイデアやノウハウを活用し、より効果的な事業展開を図るため、民間等との共同事業やアウトソーシングを推進
ウ 民間ノウハウを活用することで、より効率的で質の高いサービスの提供が期待できる業務については、業務内容や業務の特殊性等を踏まえ、民間活力を最大限活用できる手法の導入を検討
エ 民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小するとともに、先導性の低下、所期の目的が達成されたものは、廃止又は補助率、補助単価等の見直し